

三重県警察本部訓令第3号

警察本部
警察学校
警察署

項目コード	A 0 5 0 1
保存期間	3 0 年
廃棄年月日	平成44年4月1日
担当係	組織・法制係

三重県警察本部訓令で定める様式における仕上寸法の取扱いに関する訓令を次のように定める。

平成6年2月23日

三重県警察本部長 丹下 正彦

三重県警察本部訓令で定める様式における仕上寸法の取扱いに関する訓令

三重県警察本部訓令の様式の規定の適用については、これらの規定中「(B4)」又は「(B5)」とあるのは、「(A4)」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現に改正前の三重県警察本部訓令に規定する様式に基づき作成されている用紙は、この訓令の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。